

議案第71号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

夜間看護手当	勤務1回につき3,300円の範囲内で市規則で定める額
--------	----------------------------

を

」

「

夜間看護手当	勤務1回につき3,800円の範囲内で市規則で定める額
--------	----------------------------

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から施行日以後に引き続き勤務について支給する夜間看護手当の支給については、なお従前の例による。